

市町村合併によって、会社の本店所在地の市町村名がA市からB市に変わってしまったのですが、本店移転の登記を行う必要がありますか？

(情報番号2308 全1頁)

登記簿に記載された行政区画等に変更があった場合には、その旨の登記がないときであっても、その変更による登記があったものとみなされます(商業登記法第26条)。この場合には、登記官は職権をもって変更があったことを記載することができるかとされています(商業登記規則第42条第1項)。

しかしながら、登記官はどの会社について市町村の合併や名称の変更があったかわからないため、申請人からの申出(変更登記申請に準じて行うこととなります。)によって行うのが実務上の取扱いです。なお、この場合には登録免許税は課されません。

なお、市町村名が変わったことに伴い、定款に記載された本店の所在地と一致しないこととなる場合において、定款の字句を変更するには株主総会の決議を要することとなりますので御注意ください。